

さらさら
に

除却(解体)工事

耐震性のない木造住宅(空家)を解体し、
除却する場合にも補助を受けられます



支援
内容

標準補助金額
工事費の23% (最大40万円)
離島は海上運搬費の補助の上乗せ (最大10万円)

昭和56年5月31日以前に着工された3階建以下の木造住宅で、耐震性のない空家(市または民間による耐震診断を受けた結果、評点が0.7未満のもの)で、概ね1年以上使用されていないものが対象となります。
離島(神島、坂手島、菅島、答志島)で除却工事に伴う廃材等を海上運搬する場合、海上運搬費(最大10万円)を上乗せ補助します。
※耐震診断が受診できないほど危険な状態の場合は、まちづくり整備室までご相談ください。

お問い合わせ窓口

鳥羽市の補助制度の
詳細や補助金の
お申込み等はこちらまで

団体名	担当課名	所在地	電話番号
鳥羽市	建設課まちづくり整備室	〒517-0011 鳥羽市鳥羽三丁目1-1	0599-25-1172

耐震事業関係団体

耐震診断や
補強工事の詳細は
こちらまで

団体名	所在地	電話番号
特定非営利活動法人 三重県木造住宅耐震促進協議会	〒514-0037 津市東古河町8-17 システックビル4階	059-246-7131

県担当窓口

その他の
お問い合わせ等は
こちらまで

団体名	担当部署名	所在地	電話番号
三重県	県土整備部住宅政策課(耐震診断等)	〒514-8570 津市広明町13	059-224-2720
	防災対策部地域防災推進課(耐震シェルター)		059-224-2185

住まいの耐震化

最新版(令和8年4月~)

木造住宅の補助制度のご案内



写真: 令和6年能登半島地震

1

耐震診断 無料

(昭和56年5月以前の対象木造住宅)

精密診断法とは

目視中心の一般診断と異なり、必要に応じ壁や天井を剥がし、内部構造を確認する詳細な診断。より詳細な診断情報に基づき補強設計を行うことで、その後の補強工事の費用低減が期待できます。

2

耐震補強設計 精密診断法による場合

最大 **34万円** 補助

3

耐震補強工事

最大 **157.5万円** 補助
(実施期間: 令和8年度まで)

リフォーム工事

最大 **20万円** 補助



耐震シェルター設置補助(最大100万円)も!

(※耐震補強等事業費補助金の交付を受けていない住宅が対象です)

さらさら
に

使う予定のない空家をお持ちの方にも朗報!

補助額
UP!

除却(解体)工事にも最大 **40万円** 補助!

離島は海上運搬費 最大 **10万円** の補助の上乗せ!

(昭和56年5月以前建築の対象木造空家に限ります。また、既に解体済み・解体着手済の空家は対象になりません。)

鳥羽市 建設課 まちづくり整備室

対象住宅であれば、無料で耐震診断を受けられます！

1

耐震診断

・昭和 56 年 5 月以前に着工された木造住宅(*1)ですか？
 ・階数は 3 階以下ですか？


(*1) 在来軸組構法、伝統的構法、枠組壁（ツープайフォー）工法以外は対象外となります。

無料で耐震診断を受けられますので、「建設課まちづくり整備室」に申し込んでください(*2)

専門家から電話で日程調整のうえ、現地調査を行います

(*2) お近くの連絡所でお申込みも可能です

調査後、診断結果と補強が必要な場合の概算工事費をお伝えします

診断結果の評点	0.7 未満	0.7 以上 1.0 未満	1.0 以上 1.5 未満	1.5 以上
診断結果	耐震性なし			耐震性あり
区分	倒壊する可能性が高い	倒壊する可能性がある	一応倒壊しない	倒壊しない

今なら診断費用が何とタダ!!

耐震診断の結果、「倒壊する可能性がある、または、高い」
 （評点 1.0 未満）住宅を「一応倒壊しない」（評点 1.0 以上）
 住宅にするための耐震補強設計を行います

2

補強設計

診断結果の評点	0.7 未満	0.7 以上 1.0 未満	1.0 以上 1.5 未満	1.5 以上
区分	倒壊する可能性が高い	倒壊する可能性がある	一応倒壊しない	倒壊しない

支援内容 標準補助金額 最大 18 万円

耐震補強設計

精密診断法による補強設計の場合は 16 万円上乗せにより **最大 34 万円**

設計費は増えるけど 工事費を抑えられる!!

耐震シェルター設置工事

住宅の 1 階へ対象の耐震シェルターを設置すると補助金が受けられます

対象住宅
 ・昭和 56 年 5 月以前に着工された 3 階以下の木造住宅
 ・現に人が居住している又は居住が見込まれる住宅
 ・過去に鳥羽市木造住宅耐震補強事業費補助金の交付を受けていない住宅

支援内容 標準補助金額 最大 100 万円

(*3) 補助金対象となるシェルターの種類については別途「耐震シェルター設置工事補助金のチラシ」ご確認ください

3

補強工事

耐震補強設計に基づき、耐震補強工事を行います

診断結果の評点	0.7 未満	0.7 以上 1.0 未満	1.0 以上 1.5 未満	1.5 以上
区分	倒壊する可能性が高い	倒壊する可能性がある	一応倒壊しない	倒壊しない

耐震補強工事

工事費が 200 万円なら自己負担は約 43 万円になるよ!!
 ※別途工事監理費等は必要です

支援内容

標準補助金額 国と県・市町の両方の補助が受けられます
 ① 国 : 工事費の 2/5 (最大 57.5 万円)
 ② 県・市町: 最大 100 万円
①+② = 最大 157.5 万円 (実施期間: 令和 8 年度まで)

工事費用の負担の問題などから、
 まずは評点を 0.7 以上にする簡易補強工事を行うこともできます

診断結果の評点	0.7 未満	0.7 以上 1.0 未満	1.0 以上 1.5 未満	1.5 以上
区分	倒壊する可能性が高い	倒壊する可能性がある	一応倒壊しない	倒壊しない

簡易補強工事

※簡易補強工事を希望の方は建設課まちづくり整備室までお問合せ下さい

支援内容 標準補助金額 工事費の 2/3 (最大 30 万円)

リフォーム工事

耐震改修工事と同時に行うリフォーム工事にも補助を受けられます

(*4) 住宅の機能や性能を向上させる目的で行う工事 (耐久性・省エネ・バリアフリー・防犯性等)に限りです。

支援内容 標準補助金額 工事費の 1/3 (最大 20 万円)

せっかく工事するんだし、補助を受けてキッチンも新しくするぞ!!

所定の耐震補強工事を行うと補助以外に税制上の優遇も！

① 所得税の控除

控除限度額 250 万円
 控除率 10%・控除期間 1 年
 要件を満たすと、「耐震工事の標準的な費用の額」(補助金額は差し引きます)の 10%(最大 25 万円)の所得税の控除を受けられます。
 (適用期間)~令和 10 年 12 月 31 日まで

② 固定資産税の減額

改修家屋(120 m²相当分まで)
 固定資産税を 1/2 減額
 要件を満たすと、仮に年額 5 万円であれば、2.5 万円に減額されます
 (適用期間)~令和 13 年 3 月 31 日まで

詳細は国の HP をチェック!!

